



ツワブキ

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日
22日・即位礼正殿の儀の行われる日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント 郵便料金の引上げ

消費税率10%への引上げに伴い、10月から郵便料金が引き上げられ、通常はがきは62円から63円に、定形郵便物(封書)の25g以内は82円から84円となります。また、これに伴い63円や84円などの新料額の切手が発行される一方、62円や82円といった旧料額の切手の販売は終了となります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

中小企業等の生産性向上設備の 固定資産税の特例（償却資産）

1 設備投資の必要性

ここ数年、税制改正では企業（特に中小企業）に対する設備投資を後押しする制度の創設や見直しが行われていますが、これは、主に以下の理由からです。

(1) 中小企業等の業績は、回復傾向ではあるものの、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業等が所有している設備の中には老朽化が進んでいるケースも多く、生産性向上への足枷となっていること

(2) 今後、少子・高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要があること

そのような中で、中小企業等にとって利用しやすい制度の一つが、平成三十年度税制改正で創設された、一定の償却資産について自治体が固定資産税を零（ゼロ）から二分の一の間に軽減する「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置」（中小企業等の生産性向上設備に係る固定資産税の特例）です。この制度は赤字会社でも利用可能なので、多くの事業者で資金繰りの負担を軽くすることができ、また固定資産税の税率をゼロとしている自治体も多いことから、中小企業等にとっては有効に活用できる制度です。ここで改めて制度の内容を見ていきます。

2 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例

(1) 制度創設の経緯

中小企業者等が新規の設備投

資をして生産性の向上を図る一方、市町村の財政運営にできる限り影響を与えないように国・地方が一体となり、生産性革命・集中投資期間における臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例として創設されました。

(2) 制度概要

市町村が策定し国から同意を受けている「導入促進基本計画」に適合し、かつ、労働生産性を一定割合以上向上させるものとして、市町村から認定を受けた中小企業者等の「先端設備等導入計画」に記載された一定の機械・装置等の設備投資が特例の対象とされます。

認定を受けると、その新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が三年間にわたってゼロから二分の一の範囲内において軽減されます。この制度では、自治体の判断が重視されており、軽減される割合は各市町村の条例で定めた割合になります。

なお、「先端設備等導入計画」では、三年間、四年間又は五年間の間で、労働生産性が年平均3%以上向上することとされて

います。

*労働生産性の算式
(営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量(総時間)

適用期間は、生産性向上特別措置法の施行日である平成三十年六月六日から令和三年三月三十一日までとされています。

(3) 適用対象者

特例の適用対象者である中小企業者等とは、次のとおりです。

- ① 資本金又は出資金の額が一億円以下の法人
 - ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が一、〇〇〇人以下の法人
 - ③ 常時使用する従業員数が一、〇〇〇人以下の個人
- ただし、資本金等が一億円以下でも、次の「みなし大企業」に該当すると、対象外となります。
- ・ 同一の大規模法人（資本金一億円超）に発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を所有されている法人
 - ・ 二以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額

の三分の二以上を所有されている法人

なお、先端設備等導入計画の認定を受けることができる中小企業者等は、

製造業など：資本金の額等が三億円以下又は常時使用する従業員数が三〇〇人以下

卸売業：資本金の額等が一億円以下又は常時使用する従業員数が一〇〇人以下

小売業：資本金の額等が五、〇〇〇万円以下又は常時使用する従業員数が五〇人以下

(4) 対象設備は、①一定期間内に販売されたモデルであること(中古資産は対象外)、②旧モデルと比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一%以上向上するもので、工業会等から証明書を取得した次の設備です。

a 一台又は一基の取得価額が一六〇万円以上の機械装置(ただし、販売開始時期が十年以内のもの)

b 一台又は一基の取得価額が

三〇万円以上の測定工具及び検査工具(ただし、販売開始時期が五年以内のもの)

c 一台又は一基の取得価額が三〇万円以上の器具備品(ただし、販売開始時期が六年以内のもの)

d 一の取得価額が六〇万円以上の建物附属設備(ただし、償却資産として課税されるものに限られ、販売開始時期が一四年以内のもの)

(5) 適用手続
特例の適用を受けるための手続は下記図表のとおりです。

(6) その他
先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等は、金融支援と予算支援を受けることができます。

① 金融支援
民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保証とは別に追加保証が受けられます。

② 予算支援
固定資産税の特例の率をゼロと定めた自治体において、「先端設備等導入計画」の認

定をその自治体から取得した中小企業者等は、各補助金の申請の際に、優先採択の対象となります。

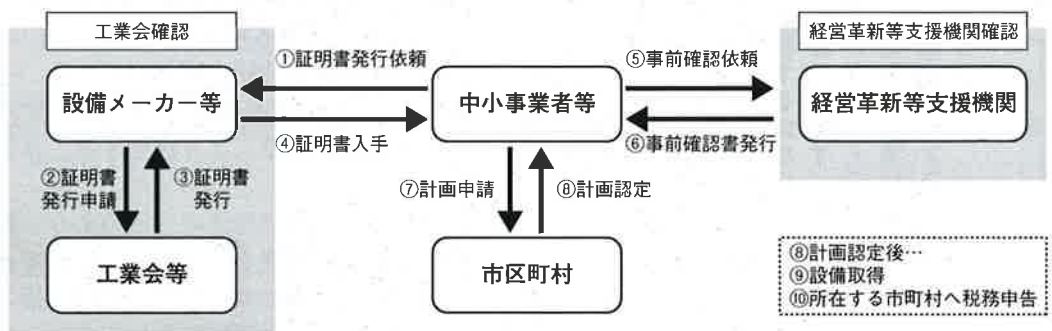
3 自治体の対応

制度を適用すると固定資産税の課税標準が三年間にわたりゼロ以上二分の一以下の範囲内において軽減されますが、前記のとおり、軽減割合は自治体の判断が重視されており、軽減される割合は、各市町村の条例で定めた割合とされています。

中小企業庁によると、今年六月末で固定資産税の軽減措置を講じた自治体は、六三六で、認定を受けた計画は三万一、七七五件、認定を受けた計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で一〇万四三四台(金額ベースで約八、九二〇億円)となっています。

そのうち、固定資産税をゼロとする措置を講じているのは、六二九自治体で、三万一、七五七件を認定しています。認定計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で一〇万四一三台(金額ベースで約八、九一七億円)の設備投資が見込まれています。

(図表) 先端設備等導入計画の認定フロー



(出典) 中小企業庁「生産性向上特別措置法」先端設備導入計画についてパンフより

海外転勤等でも引き続きNISA口座の保有可能に

今年度税制改正で、海外転勤等で一時的に出国する場合においても、引き続きNISA（NISA・つみたてNISA）口座を保有することができる特例措置が創設されました。

具体的には、海外出張等による出国日の前日までに、NISA口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に、①海外出張等の者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、②引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、③帰国後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨などを記載した「継続適用届出書」を提出します。

提出すると、その出国の時から、その者が金融商品取引業者等の営業所に帰国をし

た年月日や、非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨などの事項を記載した「帰国届出書」の提出日と、継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間、居住者等に該当する者とみなされて本措置が引き続き適用されます。

継続適用届出書を提出したものの提出後5年を経過する年の12月31日までに帰国届出書の提出を行わなかった場合は、同日においてその者が「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなされます。

なお、出国により非居住者となっている間は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができません。

また、その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出ができません。

相続開始直前に上場株式を売却したときの評価

相続財産となった上場株式については、上場している取引所が公表する①課税時期の最終価格、②課税時期の月の毎日の最終価格の平均額、③課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額、④課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額のいずれかから最も低い価額を使って評価することができます。

しかし、相続開始直前に売却され、相続開始時点において引渡し及び代金決済が未了の上場株式に係る相続税の課税財産は、当該株式の売買代金請求権であるため、その評価は、財産評価基本通達204に定める貸付金債権の評価により評価することとなります。

したがって、上場株式の評価のように複数の中から低い価格を選択することはできず、通常は、決済される売買代金請求権の金額が相続財産の評価額となります。

事業用のアパートの壁紙の張替費用

事業用のアパートの壁紙の張替をしたときの張替費用は、修繕費として損金の額に算入することができるのでしょうか？それとも資本的支出として固定資産に計上すべきなのでしょうか？

必要がありません。しかし、壁紙の張替は、建物の通常の維持管理のため、又はき損した建物につきその原状を回復するために行われたものと考えられます。そのため、事業用のアパートの壁紙の張替をしたときの張替費用はその全額を修繕費とするのが相当と考えられます。

医療保険制度の改正

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険法等を改正する法律が令和元年五月二十二日（以下、「公布日」）に公布されました。

改正事項が広範ですので、「オンライン資格確認の導入」と「被扶養者の要件の見直し」をお伝えし、最後にその他の改正事項に触れます。
施行日は、各項目の「」内をご覧ください。

一 オンライン資格確認の導入

保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認の仕組みが導入されます。

【公布日から二年を超えない範囲内で政令で定める日】

(一) オンライン資格確認

患者は、個人番号カードまたは健康保険証（個人を識別するため二桁の新たな番号を追加記載したものが発行されます。）を保険医療機関等で提示し、保険医療機関等は提示されたものを基にオンラインによる資格照会をすることが可能となります。

期待される効果として、次のことが掲げられています。

① 過誤請求等の削減

従来は、社会保険の資格を喪失し、使用することができない健康保険証を窓口で提示した時は、失効保険証を利用したことに伴う過誤請求が患者に対して行われていました。窓口で資格を確認することにより、このような過誤請求の防止につながっていくことができるようになります。

そのほか、過誤請求をして

も回収をすることができない未収金を大幅に削減することも効果の一つとされています。

② 事務コストの削減

保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行など、現在生じている事務負担の削減が見込まれています。

(二) プライバシー保護

プライバシー保護の観点から、健康保険事業や関連事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することが禁止（告知要求制限）されます。

基礎年金番号、個人番号にも同様の措置があり、違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則の規定が設けられます。

二 被扶養者の要件の見直し

グローバル化が進展する中、医療保険に関して次の課題が指摘されています。

- ・生活の拠点が日本にない親族までが健康保険の給付を受けられることができるという在外被扶養者に関する課題
- ・本来加入資格を有しない外国人が、不正な在留資格によ

り、国民健康保険に加入し給付を受けている可能性があるという課題
これらを解消するための対応が行われます。

(一) 被扶養認定における国内居住要件

健康保険の被扶養者の認定において、原則として「国内に住所を有する者」であることが要件に追加されます。

また、留学生その他の日本に住所を有しないものうち、日本に生活の基礎があると認められるものについても、例外的に要件を満たすこととされます。

なお、いわゆる医療滞在ビザ（日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対し発給されるもの）等で来日して国内に居住する者は、被扶養者の対象から除外されます。

※ 除外対象は省令で規定されます。

（参考）健康保険の被扶養者

現行では、次の者が被扶養者の範囲とされます。これらに加え、新たに国内居住要件が設けられます。

資格喪失後の傷病手当金 (健康保険)

業務外の病気やケガの療養のため働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間(待期待期間といいます)あるときは、休業第4日目以降から保険給付として「傷病手当金」が支給されます。

※休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

1 資格喪失後の給付

この傷病手当金は、次の要件を満たす場合、退職後においても支給されます。

- ① 被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があること
- ② 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、又は受ける条件を満たしていること

2 留意点

① 支給期間

支給が開始された日から最長1年6か月です。

② 老齢年金を受けられるとき

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が老齢厚生年金等の老齢退職年金の受給者となったときは、傷病手当金は支給されません。

ただし、年金額の360分の1が傷病手当金の1日あたりの額より低いときは、差額が支給されます。

③ 雇用保険の基本手当を受けられるとき

傷病手当金は、病気等で仕事をするできない状態のときに支給されるものです。一方、雇用保険の基本手当は、仕事をするのできる状態である方に支給されます。このため、退職後の傷病手当金と雇用保険の基本手当を同時に受給することはできません。求職活動を始めたときに基本手当を受給できるよう、ハローワークで基本手当の受給期間延長の手続きをしておくといでしょう。

賞与支払届(健康保険・厚生年金)

被保険者に賞与を支給した場合、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等の届け出をします。

育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与(保険料賦課の対象とならない賞与)も届け出が必要です。

保険料計算は、支払った賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、標準賞与額に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけて得た額です(標準賞与額には上限額があり、厚生年金保険は1か月あたり150万円、健康保険では同一年度内の累計で573万円です)。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

資格取得月(資格取得日以降)に支払われた賞与は保険料賦課の対象ですが、資格喪失月に支払われた賞与は対象外です。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合、資格取得日から資格喪失日の前日まで支払われたものは保険料を控除します。

時間単位の年次有給休暇(労働基準法)

年次有給休暇は、「日」単位の取得が原則ですが、労使協定を締結(労働基準監督署への届出は不要)したときは、一年に五日分を限度として「時間」単位の取得を認めることができます。

なお、「半日」単位の取得は、労働者が希望し、使用者が同意している場合は、労使協定の締結をせずに付与できます。

時間単位年休の労使協定では、①対象労働者の範囲、②時間単位年休の日数、③一日の年次有給休暇が何時間相当か、④一時間を超える単位とする場合はその時間数の四点を定めます。

今年四月に施行された「年五日以上有給休暇取得」で取得日数を算出するときは、時間単位年休を含めずに五日を取得させる必要があります。

体験談から探る企業経営の定石

多くの中小企業経営者の方は、他の経営者の体験談を聞くことが好きです。

自社の経営のヒントにしようとしている場合もあるし、失敗談などにもうなずく所があるからでしょう。

しかし、他の経営者の体験談は、どうしても個人的なりーダシップ等に目がいつてしまい、結果、経営の本質から反れてしまふ恐れもあります。

したがって、企業経営の定石を基準に自社の経営を考察し、また他の経営者は、経営の定石をきちんと踏まえていたのだからかと考えていくべきです。

ここでは、企業経営の定石についてご説明し、次に、一人です少額から起業し成功しているN氏の事例を紹介します（繰り返しになりますが、ここでも経営の定石と照らし合わせて見てく

ださい）。

1 企業を經營すること、何をすることか

必要な額のお金が手元に入ること

企業は、商品、あるいはサービスを絶えず提供することによって成り立っています。

もちろん、この商品やサービスは自社製のものばかりではなく、他社からの仕入れもありま

す。そして、継続し提供するためには、仕入れや支払のお金が絶えず還流してくる事です。還流する、とは、その前提として商品やサービスが売れることです。

次に、売れた、つまりはお金が還流したとしても、次第にそ

の額が減少するのであれば、いずれじり貧となります。

したがって、少なくとも最初に使った以上のお金が還流してこなければ利益は出てないのです。

ここで重要なのは、「利益が出ること」と「手元にお金が還流してくること」とは同じではないということ、キャッシュフローの重視がいわゆるこのためです。

2 事業の成績は「経理」で表される

「お金が回っている」とは、何かを買うとか支払おうとしたときに手元にお金があるかどうかです。

繰り返しになりますが、利益が出ていることとお金が回るということは別の話です。京セラの稲盛和夫氏は「利益

が出たとしても、その利益の額だけお金が貯まっているわけではない。その理屈を理解するためには、簿記の知識が欠かせない」と言います。

やや長期で見れば、利益の額だけ手元のお金が増えたとしても、必要なきに問題となるに回ってくるかどうかです。

このことは、資金繰りがつかどうかの問題ですが、ここに資金繰り表の作成の意義があります。

そもそも事業活動は、簿記という技術（経理）を使うことによつてのみ、示すことができます。

事業がうまくいっているかどうか、経理上の数字として、試算表とか決算報告書などの形式で表し、はじめて判断が可能となります。

3 企業の目的は商品に反映される

ある商品、サービスをこの価格で売れば利益が出る、お金の回ると判断できたでしょう。では、その商品、サービスが

その価格なら売れるという根拠は、どこから求めたのでしょうか。

市場にない新しいものを提供するのであれば、その需要の見通し、どれだけ売れそうかが全くと異なります。しかし、多くの場合、すでに同じようなものは市場に出ている。そのような時の問題は、自社で提供する商品なりサービスなりの特徴、つまり「差別化」ができていくかどうかです。

差別化は、商品やサービスの機能そのものについてだけでなく、価格あるいは売り方、管理の手法など、企業活動のすべての側面が対象となります。

要するに新しい商品やサービスを提供するということは、企業の存在自体を他社と差別化することなのです。

二 事例、N製作所(例)

N製作所(概要、業歴六五年、従業員二五名、プラスチック製造(大型品)、後継者有り)のN社長は、これまでの経営を振

り返り「経営者には三回、勝負時期がある」。そして「一回目のときに失敗すると、挽回するのに一〇年位はかかるだろう。その後も、二回目、三回目と分岐点となる大きな決断の時期がくるが、経営を確立するために、最初の一回目と二回目を成功させることが必要ではないか」と話す。

1 一回目の分岐点

N氏は工業高校を卒業後、二年目に町工場の多い東京・S区で独立。S区はプレス加工業、金型製造業など都内有数の工業区です。

N氏は、中古のプラスチック成型加工機で自転車のサドルを作り、日夜、卸売業者に納入。しかし、二年、三年と経っていき、くたびれるだけの同じ日が続く。そうしては夜遅く一人で営業しているおばあさんの定食屋で食事して帰る日々。

ある日、
N氏「どうしたら金がたまるとなるのかな」
おばあさん「貯金するんだよ」
N氏「おばあさんこそ、貯金

する余裕があるのか？」
おばあさん「あるよ、二千万円位しかないけどね」

N氏「エッ?どのようにして貯めたんだ」

おばあさん「貯金したから」
N氏「……」

それから、N氏は苦しい中でも必死に地元信用金庫に毎月、定積みをしました。何度、その金に手を付けようと思ったか分りませんでした。三年間もたつと抵抗なく積立てを行うようになった。

N氏は、その後、自己資金で機械を購入し、仕事を増やしました。

そして、「不況は四年間続く、しかし好況期は半年間しかない。不況期に借金が多いと、利益が出なくても受注せざるを得ないが、借金がなければ仕事を取らず好況期に貯めた蓄えでしのぐ」という、経営方針を確立していきます。

2 二回目の分岐点

N氏の扱う商品、得意先は増えていきます。従業員は一〇名前後。

独自商品を持ちたい思いは強く、N氏は食器、特にチョコレート等を入れる器をガラス製品に替えて、プラスチックで出来ないか挑戦しました。

N氏の計画で特筆すべきは、この計画が三年間で成功しなければ撤退すると決めて実行に移したことです。

薄いプラスチックに花などの模様をつけるという金型技術の開発。

着手後、二年間はあつという間に経ち、二年十ヵ月目ようやく開発が実を結びました。

この食器は、デパートだけで百万個の注文があり、業界では「Nカット」として知られています。

最後に、N氏のとった経営戦略を企業経営の定石に照らし合わせ、二点だけお話ししましょう。

N氏は、①内部留保(貯金)により赤字受注を避けていること、②技術開発を行う時に、自社の体力、特に資金繰りがつくか否かを冷静に判断していることです。

融資担当者の判断

中小企業経営者の中には、「金融機関の融資担当者と話をしていると、私（経営者）の説明を聞かずに決算書ばかり見て、きちんと会社実情を捉えようとしていない」と不満を口にします。

このような融資担当者（以下、担当者）の融資判断について説明しましょう。

1 会社の業績をみる

担当者は、少なくとも業績が良い状態で申し込まれた場合、経営者に問題があるというだけで融資を断ることはありません。

つまり、融資判断は経営者の人物評価を単独に行っていないということです。換言しますと、現在の会社業績を検討している過程で経営者の評価を行っているのです。

もっとも、物事にはすべてプラス面とマイナス面があるわけですが、評価を誤るのは、業績が良ければ、そのプラスだけをと

る、逆に悪くなれば、マイナスだけをとるという判断になりがちだということです。

2 会社の沿革をみる

経営者がいくら立派な未来図を説明しても企業業績が悪いと、やはり、評価は割り引かれるでしょう。

とはいうものの、経営者の手腕を評価しなければならない融資案件はあります。

例えば、現在の業績は確かに良くはないが、業績が上向きそうだから設備増強を実施したいという場合です。

そのときの判断に影響を与えるのは、過去にその経営者がどう難局を乗り切ったかです。つまり、会社の沿革です。

したがって、担当者の判断をこのように考えてみて下さい。業績が良いときでも、担当者は今良い状態であるとしたら、その理由は何か、それが経営者のある意思決定によるものであったら、その根拠は何からくるものだろうか、と考えていることです。

お金のリスクについて

経済成長が緩やかで賃金が上がらないところ、物価やサービスが上昇する状態が続いています。そのような中で、現預金だけを貯蓄しているとしたら、何か問題はないのでしょうか。

経済専門家の中には、良くて「ジリ貧」だし、お金は「リスク」がある時代来到していると指摘する人がいます。

ということは、手元にあるお金は「価値」にリスクが生じるという意味になります。

お金を貯め続けていく経済はリスク（正確には不確実性）が高まる…？

話は飛躍しますが、リスク分散の方策は、お金を他の「価値」に交換することです。それは、モノやサービスという価値との交換（消費）でもあります。

つまり、消費が活発になれば、経済は活性化し、社会における賃金等も上昇し、結果的には自分の懐に入るお金が増える。そして、企業の投資へとつながっていきます。

相応しいビジネスモデルを

大相撲では、体重の重い方が有利に決まっています。

だから、力士たちは、たとえ一時的にせよ「体重が減る」ことに不安を抱くそうです。

しかし、ケガのために二〇一六年の秋場所を休場した横綱・白鵬は、抜本的な肉体改造に取り組みべく、断食に挑戦したとのことです。無理にでも食事を摂り続けていると、体には大き

な負担がかかり、そのせいで病気や故障につながる、として断食に踏み切ったのです。

白鵬関が三日間の断食のほか、「穀菜食」を徹底した取組みの成果は、二〇一七年夏場所で優勝という形であられました。時代が変わっても相変わらずビジネスモデルでやっていく、まかない企業は、白鵬関に学んだらいかがでしょうか。



No show

無断キャンセルの被害

昨年11月に、経済産業省と業界団体「サービス産業の高付加価値化に向けた外部環境整備等に関する有識者勉強会」は、飲食店における無断キャンセルの実態と対策をまとめたレポートを発表しました。

予約していたにも関わらず、その日時になっても店に連絡がなく、または店の連絡を無視して来店しないことを「No show」といいます。「No show」は、飲食店の予約の1%弱を占めているようで、被害額は業界全体で年間約2,000億円にも及ぶようです。

No showの具体例

レポートでは、「No show」についての具体例を示しています。

例えば、大学のサークルの飲み会で、50人分のコース料理の予約を受けたにも関わらず、予約当日に1人も来店せず、店にも何も連絡がなかったということや、会社の接待で、和食・洋食・中華の3つのお店を予約し、当日に取引先の好みを聞いて3つのうちの1つのお店を訪れ、他の2つのお店にはキャンセルの連絡をしなかった、ということがあるようです。また、お店から時間になっても来店しない予約者に連絡したところ、

「もうすぐ着く」という返答をしながらも、閉店時間になっても来店しない人もいるようです。

予約を受けたお店としては、来店によって本来得られたであろう利益が失われただけではなく、あらかじめ用意していた食材費や食材の仕込みに要した費用、当日出勤したアルバイトの人件費などの損失が発生します。コース料理を準備したお店にとっては、食材費はもちろん、準備した料理の廃棄費用も発生します。

消費者が受ける被害

レポートでは、「No show」によってお店だけではなく、消費者も被害を受けているとしています。

お店によっては、一定の確率で発生する「No show」による被害額を補填するため、メニューの価格に被害額を転嫁しているところもあるようです。つまりこのお店では、消費者は本来よりも高い料金を支払っていることになります。

もし訪れたお店が予約で満席だった場合、たとえ空席があるように思われても、予約をしていなかった場合には入店することができません。このときNo showがあったとすると、訪れた人が入店できないだけでなく、お店にとっても空席を埋めて収益を補填すること

もできません。これは消費者とお店双方にとっての被害と言えるでしょう。

No showに対する対策

レポートでは、飲食店がNo showに対する対策として、①予約の再確認(リコンファーム)を徹底する、②顧客がキャンセルの連絡をしやすい仕組みを整備する、③キャンセルポリシーやキャンセル料の目安を明示する、④事前決済や預かり金の徴収などを導入する、といった方法を挙げています。インターネットによる予約が増えている昨今、リコンファームにSMSやメールを活用することや、予約時にクレジットカード番号を登録してもらうことで、人手が不足している中小の飲食店でも取り組みやすいとしています。また、ダイナークラブがドタキャンされた飲食店の空席を買い取り、会員にLINEで提供する「ごひいき予約」といった仕組みも登場しています。

アメリカなどでは、すでに飲食店の予約を確定させるために、事前にクレジットカードの登録が必要などころもあります。多くの飲食店では、遅刻は15分間のみを許容し、事前の連絡がなく遅れた場合は、飲食店は「No show」とみなしてキャンセル料を請求することができますとしています。

腸内細菌

ヒトの体には様々な微生物が住み着いており、それらは絶妙なバランスを保っています。最近では、腸内細菌について注目が集まっており、腸内細菌のバランスが崩れると様々な病気を発症することが、近年の研究で明らかになってきました。

糞便移植とは

糞便移植とは、バランスの乱れが生じたことで病気を発症した患者の腸内環境を、健康な人の便から取り出した腸内細菌によって整備・回復させようという治療方法で、腸内細菌叢移植とも呼ばれます。

再発性クロストリジウム・ディフィシル感染症、クローン病、潰瘍性大腸炎などの難治性炎症性腸疾患などに対して、欧米を中心に行われている治療法です。日本では、臨床研究が開始されたばかりで、保険適用はされていません。

日本では、潰瘍性大腸炎は難病指定疾患で、患者数は毎年約1万人増加しており、2017年現在で約20万人の患者がいると推定されています。潰瘍性大腸炎やクローン病は、最近の研究で新規薬物療法が開発され、治療効果は飛躍的に向上しました。しかしこの薬物療法が効かないという事例や、薬物による副作用のリスクがあることから、副作用の少ない根本的な治療法の確立が望まれています。

糞便移植



糞便移植の現状

慶応義塾大学病院は、日本で初めて潰瘍性大腸炎の患者に対して糞便移植による治療を行ったそうです。現在は、潰瘍性大腸炎治療についての研究は終了し、腸管パーचेット病やクロストリジウム・ディフィシル感染症などに対する治療法としての糞便移植の研究を行っているようです。

愛知県の藤田医科大学では、2015年8月に臨床倫理委員会などの承認を得て、臨床研究を開始しました。対象となる疾患はクローン病・潰瘍性大腸炎や慢性偽性腸閉塞症など7つの疾患です。

糞便移植の方法

藤田医科大学では、次のように糞便移植を行っています。

まず、糞便の提供をしてもらう人(ドナー)の選定を行います。ドナーは、20歳以上の2親等以内の健康な親族や配偶者、または患者本人から直接指定された健康な知人に限定されていま

す。ドナーを選定する際には、あらかじめ各種のスクリーニング検査を行い、移植して問題ないか、調べられます。

移植当日は、ドナーから新鮮な糞便を採取し、攪拌ろ過した腸液を対象となる患者に投与します。移植後は、2年間定期的に経過観察を行い、安全性や有効性の評価を行います。

藤田医科大学では、患者の意思はもちろんのこと、ドナーにも治療についての説明を行い、同意を得ることが必要であると考えています。

抗生剤併用便移植療法

順天堂大学医学部附属順天堂病院では、便移植の前処置として3種類の抗生剤を投与する「抗生剤併用便移植療法」を提唱し、2014年6月から臨床研究を開始しました。

抗生剤併用便移植療法は、腸内細菌叢が乱れた腸内を、抗生剤を内服することで一度リセットし、内視鏡によって健康な腸内細菌叢を移植する方法です。臨床研究では、①抗生剤投与だけを行う場合、②糞便移植だけを行う場合、③抗生剤と糞便移植を併用する場合、の3つの方法を行い、治療の有効性を評価しました。その結果、①と②に比べて③の抗生剤併用便移植法が、腸内細菌叢の変化が大きく、潰瘍性大腸炎の治療に効果があることがわかりました。この研究の結果は、昨年11月にアメリカの学会誌で紹介されました。

IAEA

ウランやプルトニウムといった核物質は、核兵器の製造といった軍事目的に利用されることもあります。そのため、これらの核物質を原子力発電のように平和的に利用するときには、核兵器の拡散をいかに防止するかといった問題が生じます。

第2次世界大戦が終結したあと、国際的に原子力を管理する必要があるという考えが広まりました。そして、1953年にアメリカのアイゼンハワー大統領が国連総会で演説したことをきっかけに、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency : IAEA) を創設する機運が高まり、翌年から協議が開始され、1957年にIAEAが発足しました。

IAEAは、原子力の平和的な利用を促進することと、軍事的に利用されることを防止することを目的に設置された機関で、2016年5月現在で167ヵ国が加盟しています。

IAEAは、原子力を平和的に利用するための研究開発や実用化の援助、加盟国間での物質などの供給の仲介、情報交換の促進などを行う権限を有しています。原子力の平和的利用に関する分野と平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止するための保障措置の分野においてIAEAが大きな貢献をしていることが認められ、2005年にノーベル平和賞を受賞しました。

IAEAの総会は、毎年9月に本部があるウィーンで開催されます。総会では、理事国の選出や新規加盟国の承認、予算の承認などが行われます。IAEAの実質的な意思決定機関となっているのが理事会です。理事会は日本を含む13の指定理事国と、総会で選出される22の理事国、合わせて35の理事国で構成されます。IAEAの職員の長は事務局長です。

事務局長の任期は4年で、2009年から日本の天野之弥氏が務めていましたが、任期途中の本年7月に死去されました。

法制審議会

法務省には、法制審議会が設置されています。

法制審議会は、民法や刑事法などの法務に関する基本的な事項を、調査・審議する機関で、昭和二十四年六月に初めて設置されました。メンバーは、法務大臣から任命された学識経験者で、人数は二〇名以内と決められています。任期は二年で、再任が認められています。

法制審議会は、法務大臣の諮問を受けて、少年法・刑事法部会や戸籍法部会など、テーマごとに設けられた部会で会議が行われて要綱案が取りまとめられ、その後の総会で要綱案について審議・採決が行われ、法務大臣に答申されます。二〇一九年七月現在では、生殖補助医療関連親子法制部会や会社法制部会など、八部会が設置されています。

モンテッソーリ教育

「子どもには、自分を育てる力が備わっている」という自己教育力をベースにした「モンテッソーリ教育」という教育法があります。

これは、医師であり教育家でもあるマリア・モンテッソーリ博士が確立した教育法で、自立していて、かつ有能で責任感と他人への思いやりがあり、生涯学び続ける姿勢を持った人間を育てることを目的としています。

モンテッソーリ教育は、大人の価値観を一方的に教え込もうとするのではなく、子どもの興味や発達段階を理解し、段階に応じて自発的に活動することを促す方法で、100年以上前に提唱された教育法です。

モンテッソーリ教育は、最年少棋士として話題となった藤井聡太さんが幼少のころに受けていた教育法として、注目されました。